

令和2年4月17日

保護者 各位

銚田市新型コロナウイルス対策本部長 岸田 一夫

新型コロナウイルスの感染予防・感染拡大防止のご協力について

日頃より、本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、16日夜に緊急事態宣言が発令され、茨城県が特定警戒都道府県に指定されました。

つきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、可能な限り、家庭での保育にご協力いただけますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の対応については、日々状況が変化しておりますので、今後の動向に応じて、変更となる場合がございます。

記

- 感染拡大防止のため、ご自宅で保育ができる場合は、登所（園）を自粛いただきますようご協力をお願いいたします。

期 間 令和2年4月20日（月）～令和2年5月6日（水）まで

※自粛期間中の3歳児未満の利用者負担金の取扱いにつきましては、協力期間のうち、登所（園）を控えた日数に応じ、日割り計算とする予定です。詳細は、後日連絡いたします。（日割り計算は、銚田市民の方が対象となります。）

《問い合わせ先》

銚田市福祉事務所子ども家庭課 子育て支援係

TEL 36-7935（直通）

TEL 33-2111（代表）内線 1571